

令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書



記載のしかたはこちら



所轄税務署長等 高松 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 国立大学法人香川大学	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 明・大・昭 平・令 年 月 日	世帯主の氏名	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)
給与の支払者の法人(個人)番号 7470005001659	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。	あなたの個人番号	あなたの住所(郵便番号 -)	あなたの続柄	
給与の支払者の所在地(住所) 760-8521 香川県高松市幸町1番1号	あなたの住所又は居所 住民票の住所	配偶者の有無	有・無		

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族(昭29.1.1以前生)	特定扶養親族(平13.1.2生~平17.1.1生)	令和5年中の所得の見積額	非居住者である親族		住所又は居所	異動月日及び事由 (令和5年中に異動があった場合に記載してください。以下同じです。)															
		あなたとの続柄	生年月日				生計を一にする事実	生計を一にする事実																	
A 源泉控除対象配偶者(注1)						円																			
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平20.1.1以前生)	1			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																		
	2			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																		
	3			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																		
	4			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																		
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>本人</th> <th>同・生計配偶者(注2)</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> </table>		区分	該当者	本人	同・生計配偶者(注2)	扶養親族	一般の障害者				(人)	特別障害者				(人)	同居特別障害者				(人)	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
区分	該当者	本人	同・生計配偶者(注2)	扶養親族																					
一般の障害者				(人)																					
特別障害者				(人)																					
同居特別障害者				(人)																					

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		異動月日及び事由
					氏名	あなたとの続柄	
			明・大・昭 平・令 . .				
			明・大・昭 平・令 . .				

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和5年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
	1				平・令 . .			
2				平・令 . .			円	

退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する項目にチェックを付けてください。)	令和5年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
					明・大昭 平・令 . .		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	円	

この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

▶④ 老人扶養親族（昭 29.1.1 以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和29年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
- ②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平 13.1.2 生～平 17.1.1 生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成13年1月2日～平成17年1月1日生）の場合に、チェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

また、上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●（参考）

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与等の収入金額	所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	
1,500,000円	950,000円
1,030,000円	480,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 寡婦	<input type="checkbox"/> 障害者又は勤労学生の内容	異動月日及び事由
	区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	本人 同居特別障害者	同一生計配偶者(注1) <input checked="" type="checkbox"/> (1人) <input type="checkbox"/> (2人以上) <input type="checkbox"/> (なし)	扶養親族 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成20年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

16歳未満の扶養親族（平20.1.2以後生）	(フリガナ) 氏名 長 サマワリ サラウウ 1 山川 三郎	個人番号 5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,0,0	生年月日 21.7.5	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	控除対象外国扶養親族 2	令和5年中の所得の見積額(※) 0円	異動月日及び事由 〇円	※「令和5年中の所得の見積額」欄には、源泉控除対象所得の見積額を記載します。
	(フリガナ) 氏名 長	個人番号	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (扶養親族にチェックを付けた場合) <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 特別障害者 <input type="checkbox"/> 同居特別障害者 <input type="checkbox"/> 勤労学生 <input type="checkbox"/> 海外に居住	令和5年中の所得の見積額(※) 〇円	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

▶① 16歳未満の扶養親族（平 20.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成20年1月2日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければなりません。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限り、以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限り、又は扶養親族について記載します。）又は扶養親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和5年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和5年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下である人）をいいます。又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

※ 1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含まないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。